

鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）及び鳥取県人権施策基本方針の趣旨を踏まえ、県内で活動するNPO等民間団体が実施する人権啓発活動を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書並びに申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1） 本補助金の増額を伴うもの
- （2） 本補助金の2割を超える増減を伴うもの

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- （2） 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書並びに報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号、様式第3号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部人権尊重社会推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行することとし、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行することとし、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行することとし、令和6年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業の内容	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
県内の団体等が人権尊重の社会づくりを目的として行う人権啓発普及推進に資する以下の活動。 ただし次の（１）及び（２）のすべての要件を満たす活動とする。 （１） 具体的な人権課題に対し、県民が正しい認識や理解を深めること又は法の下での平等や個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を学ぶことを目的とした内容であるもの （２） 県民向けに広く参加者を募るもの	県内に活動の本拠を置く団体等（事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む。）。ただし、申請年度の前年度までに本補助金による支援を受けた年度が３か年度以上ある営利団体は除く。	事業の実施に直接必要な講師等謝金、講師等旅費、会場費、印刷費、その他県が必要と認める経費。ただし、団体の運営に係る経常的な経費（人件費、電話代、光熱水費等）は対象としない。	1／2	補助対象経費から補助事業に伴う入場料、販売収入、県や市町村等からの補助金（この補助金を除く）、その他収入の額を控除した額と１００千円のいずれか低い額

令和 年 月 日

鳥取県知事

様

申請者 住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

令和 年度鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金交付申請書

鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	
算 定 基 準 額	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書（又はこれに準ずる書類）

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金
事業計画（実績報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

1 事業の名称	
2 開催日時	
3 開催場所	
4 事業の内容	
5 参加者数 (又は予定数)	
6 事業の効果及び成果 (成果は実績報告時に 記載)	
7 他の補助金の活用 状況	※本事業の実施における国、県または市町村の他の補助金、交 付金等の活用について ☐ なし
8 消費税の取り扱い	☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者 ☐ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団 体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
9 団体の整理	☐ 非営利団体 ☐ 営利団体（過去当該事業実施（ ）回）

※実績報告書として提出する際は、事業実施状況が把握できる資料をはじめ、アンケート結果、
事業に要した経費に係る請求書等の支出証拠書類を添付すること。

様式第3号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金収支予算（収支決算）書
 （収入の部）

（単位：円）

科目	予算額 (決算額)	経費内訳
県補助金		
合計		

（支出の部）

（単位：円）

科目	予算額 (決算額)	経費内訳
合計		

第 号
令和 年 月 日

様

職 氏 名 (公印省略)

〇〇年度鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりである。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象事業に要する経費の実績額について、鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 8 日付第 202100000994 号鳥取県総務部人権局長通知。以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定を適用して算出した額と前記 2 の（2）の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称		
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支計算書（又はこれに準ずる書類）	

令和 年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
(団体に当たっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
(3-2) × 1の(1) / 1の(2)
金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。